

# 活動保障費に関する規則

## ■第一章 総則

(目的)

### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会（以下、「理事会」という）の理事、総務、総務候補者及び理事会により任命される議長に支給する活動保障費について定めることを目的とする。

(活動保障費)

### 第二条

活動保障費の支給は、理事、総務、総務候補者及び理事会により任命される議長に理事会の事業が備える公共性と責任を自覚させ、業務の活性化を図ることを目的とする。

## ■第二章 活動保障費の支給及び減額

(金額及び支給対象)

### 第三条

- ① 活動保障費の金額は、別表1から別表2までの通り定める。
- ② 駒場Iキャンパス外で行った業務は、活動保障費の支給対象とすることができる。

(請求)

### 第四条

- ① 活動保障費を請求する者（以下、「請求者」という）は、学生理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保障費を学生理事会に請求する。
- ② 活動時間の記録は五分単位とする。
- ③ 活動時間の記録は正確を期さなければならない。
- ④ 活動時間は合理的なものでなければならない。

(支給)

## 第五条

- ① 学生理事会は請求者に対して、請求があれば、前月分までの活動保障費を、請求から十四日以内に、本人に現金で支払わなければならない。
- ② 活動保障費の請求が不当なものと認められる場合には、その請求分について支払わないことができる。ただし、すみやかに当該請求者から事情を聞き、請求者からの求めがある場合は、学生理事会において審議しなければならない。
- ③ 総務候補者は、総務として理事会で承認されるまで、活動保障費を請求することができない。ただし、総務として理事会で承認された後に限り、総務候補者のときに行った業務に係る活動保障費も含めて、活動保障費を請求することができる。
- ④ 理事又は総務であった者が東京大学の所属でなくなった場合、当該人物は、その後一か月以内に限り、東京大学に所属していた期間に係る活動保障費を請求できる。

## ■第三章 理事会出席に係る活動保障費

### 第六条

(理事会出席に係る活動保障費)

- ① 理事会は、理事会会議に出席した総務及び総務候補者を、必要に応じて、参考人と認定することができる。
- ② 参考人となる総務は、理事会会議の運営上、必要な総務でなければならない。
- ③ 総務として承認されるまで、総務候補者の理事会出席時間のうち、1時間を超えた分は、活動保障費支給の対象とならない。

## ■第四章 補則

(予算案の作成)

### 第七条

学生理事会は、活動保障費の予算額が不足しないよう予算案を作成しなければならない。

(改廃)

### 第八条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

|   |            |
|---|------------|
| 別表1（割り振り議長の業務以外に適用）                       |            |
| 窓口業務（理事、総務、総務候補者共通支給金額）                   | 時給 1,000 円 |
| 窓口業務及び理事会会議出席以外の業務（理事、総務、総務候補者共通支給金額）     | 時給 1,200 円 |
| 理事会会議に出席した理事、理事会会議に出席して参考人と認定された総務及び総務候補者 | 時給 1,000 円 |
| 会計監査員による会計監査                              | 時給 1,200 円 |

別表2

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 別表2（割り振り議長の業務に適用）     |             |
| 体育館割り振り会議議長           | 月額 20,000 円 |
| 体育館割り振り会議副議長          | 月額 10,000 円 |
| 多目的ホール会議議長            | 月額 20,000 円 |
| 柏蔭舎会議議長               | 月額 1,500 円  |
| コミュニケーション・プラザ割り振り会議議長 | 月額 10,000 円 |